

輸入農産物加工品の小分け

● 小売業者（品目：ゆで枝豆）の表示ミス事例

ラベル
作成・包装
段階

- ① 輸入加工品を原産国名ではなく、原料原産地として記入 27
- ② 輸入加工品について原材料名・原産国を表示せず 28



塩ゆで枝豆	
高温多湿の場所での保管はお避け下さい。	XX 円 (税込：XX円)
消費期限 xx年 x月 x日 午後○時	内容量：---g
加工年月日 xx年 x月 x日 午前○時	100gあたり xx円
栄養成分表示（100gあたり） 熱量 ---kcal 蛋白質 ---g 脂質 ---g 炭水化物 ---g 食塩相当量 ---g（推定値）	
名称	えだまめ
原材料名	えだまめ、食塩、（一部に大豆を含む）
原産国名	B国
加工者	株式会社 農水スーパー 霞ヶ関店 東京都千代田区霞ヶ関 x-x-x番地

工程	表示ミス事例	ミスの要点	改善例	日常管理のポイント
<div data-bbox="122 154 445 249">仕入れ</div> <div data-bbox="122 425 445 521">小分け</div> <div data-bbox="122 701 445 796">(カット・加工)</div> <div data-bbox="122 982 445 1078">ラベル作成・包装等</div> <div data-bbox="122 1253 445 1349">陳列・販売・出荷</div>	<div data-bbox="540 211 996 339"> <p>輸入した加工品について、原産国名を原産国名欄ではなく、原料原産地として記入</p> </div> <div data-bbox="540 354 996 725"> <p>輸入品の塩ゆで枝豆(冷凍)を小売店舗が解凍・小分け・包装の上、販売。 その際、店舗の担当者が、原産国名の伝達を受けていたにも関わらず、表示ラベルの原産国名の欄ではなく、原材料名欄内に括弧書きで国名を記載するラベルを作成し貼付。</p> </div>	<div data-bbox="1047 154 1251 197">制度理解不足</div> <div data-bbox="1047 218 1454 361"> <p>輸入加工品を解凍・小分け・再包装する場合に原産国表示が必要になると知らなかった</p> </div>	<div data-bbox="1523 211 1964 496"> <p>・商品の加工形態による表示内容の違い等について、研修を実施し、理解度をチェック。 ・同時に、表示のチェック体制を見直し、表示確認の体制・責任を明確化。</p> </div>	<div data-bbox="2015 211 2456 325"> <p>輸入した加工品の表示の基準を適切に理解しましょう</p> </div> <div data-bbox="1977 354 2456 875"> <p>ヒント</p> <p>バックヤードでの作業が、インスタ加工か否か。インスタ加工でないならば、国内生産の加工品にかかる作業なのか、輸入加工品にかかる作業なのか。それにより表示義務の内容が異なります。</p> <p>各作業に対応する要件について、現場の作業者が把握できているかをチェックし、十分に理解の醸成を図ることが重要です。</p> </div>
<div data-bbox="540 775 1905 1375"> <p>コラム：輸入後に「加工」したのに、「輸入品」として原産国名の表示が必要？</p> <p>ここで取り上げたような、輸入した塩ゆで豆（加工食品）の小分けは、「加工」に当たるため【食品表示基準Q&A：総則-15】、小分け品には、加工所の住所と、加工者の氏名・名称の表示が必要です。</p> <p>それに加え、輸入品を国内で「加工」した場合でも、実質的な変更がもたらされていないならば、「輸入品」として、「原産国名」の方を表示する必要があります。【食品表示基準Q&A：加工-155、156】。</p> <p>一方、「原料原産地名」の表示が義務付けられているのは、「輸入品以外の加工食品」に対してです。取り扱っている商品が輸入品なのか、そうではないのか、よく確認して表示を行ってください。</p> <p>何が「実質的な変更」なのかは、食品表示基準Q&A 別添 新たな原料原産地表示制度：原原-44をご確認ください。</p> <p>なお、「インスタ加工なので原産国名は不要では？」と思われた方は、次頁のコラムもご一読下さい。</p> </div>				

工程	表示ミス事例	ミスの要点	改善例	日常管理のポイント
<div data-bbox="122 154 445 239">仕入れ</div> <div data-bbox="122 425 445 511">小分け</div> <div data-bbox="122 711 445 796">(カット・加工)</div> <div data-bbox="122 996 445 1082">ラベル作成・包装等</div> <div data-bbox="122 1253 445 1339">陳列・販売・出荷</div>	<div data-bbox="540 218 1006 304"> <p>輸入した加工品について、原材料名・原産国を表示せず</p> </div> <div data-bbox="540 332 1006 675"> <p>輸入品の塩ゆで枝豆(冷凍)を小売店舗が解凍・小分け・包装の上、販売。 店舗の担当者が、これらの作業を、インスタ加工と誤認していたため、原材料名及び原産国名の表示は不要と判断し、プライ斯拉ベルに表示しなかった。</p> </div>	<div data-bbox="1047 154 1261 204">制度理解不足</div> <div data-bbox="1047 218 1465 347"> <p>輸入加工品の解凍・小分け・再包装等の作業をインスタ加工とし誤認</p> </div>	<div data-bbox="1526 218 1964 532"> <p>・インスタ加工の判断など、食品表示制度について研修を実施。 ・その上で、食品表示の責任者を設け、表示チェック項目表を用いたチェックや、複数名での確認を行うようにした。</p> </div>	<div data-bbox="2015 218 2453 347"> <p>作業がインスタ加工なのか現場が判別できるようにしましょう</p> </div> <div data-bbox="1989 375 2453 932"> <p>ヒント バックヤードでの作業が、インスタ加工か否か。インスタ加工でないならば、国内生産の加工品にかかる作業なのか、輸入加工品にかかる作業なのか。それにより表示義務の内容が異なります。 各作業に対応する要件について、現場の作業者が理解しやすい体制を構築し、十分に理解の醸成を図ることが重要です。</p> </div>
<div data-bbox="540 753 1811 1346"> <p>コラム：バックヤードでの「加工」 = 「インスタ加工」ではない</p> <p>スーパーのバックヤード等での「加工」=「インスタ加工」と誤って理解され、そこで小分けした加工食品は、「食品を製造し又は加工した場所で販売する場合（食品表示基準第5条）」に該当し、原材料名、内容量、原産国名、原料原産地名等の表示は不要だと思われるかもしれませんが。</p> <p>しかし、実際には、バックヤード等での仕入れ、切断、成形、解凍、小分け、再包装、温め直し等は、食品表示基準上、「インスタ加工」とは見なされません【食品表示基準Q&A：加工-195】。</p> <p>ですから、仕入れた加工食品をバックヤード等で小分けした場合は、原材料名、原産国名、原料原産地名等を含め当該加工食品として必要となるすべての表示が必要です【食品表示基準Q&A：総則-17】。（輸入品の場合は、原料原産地名ではなく原産国名を表示します。）</p> </div>				